

☆おきなわ花と食のフェスティバル2011☆
市町村出展募集要項

- 1 目的 地産地消をメインに県内で生産される農林水産物を用いた、御当地食材（青果、加工品）や自慢の料理、民芸、芸能、食育に関する昔ながらの生活の知恵の実演等のイベントをとおして、市町村をPRする場として出展を募集します。
- 2 会期 平成23年2月5日（土）・6日（日）午前10時～午後6時
- 3 会場 奥武山総合運動公園（市町村コーナー）
- 4 主催・実施 おきなわ花と食のフェスティバル推進本部
- 5 締切日 平成22年12月22日（水）

6 出展条件

- (1) 出展料 ◆ 販売を行う出店の場合 5万円
◆ 展示（試飲・試食含む）のみの出展の場合 無料
※ 所定の申込書に必要事項を記入のうえ申込み下さい。
※ 参加料金は、申込みの時にお支払い下さい。

【振込先】

金融機関名	JAおきなわ 本店
口座の種類	普通預金 [780]
口座番号	0009752
口座名義	おきなわ花と食のフェスティバル推進本部 事務局長 伊禮 輝夫

(2) 設 営

- ① テントは、出展者が独自で調達・設営・撤去して下さい。
② 使用するテントのサイズは、2間(3.6m)×4間(7.2m) とします。
(1間=1.8m)

テント設営：平成23年2月2日（水） 正午～午後5時
電気工事等：平成23年2月3日（木）

【テント及び各種レンタル企業紹介】

○砂辺松福テント（株） 浦添市勢理客2-15-26 TEL：877-1028

- ◆ 1テント（2間×4間）のサイズが大きすぎると思われる市町村は、事務局に連絡ください。ご相談の上、調整します。
◆ テント調達、設営、電気水道工事等について、事務局に依頼する場合は、申込書に記入して下さい。但し、実費を徴収させていただきます。

(3) 出品物搬入出

搬入：平成23年2月4日（金）午前9時～午後5時

搬出：平成23年2月7日（月）午前9時～正午

※搬入出は、指定時間内に完了して下さい。

※開催期間中は、車両の出入りを禁止します。（会場内への駐車も禁止）

(4) 電気工事

- ①規定の電気工事は主催者が行います。また、一定の電気料金については、主催者が負担します。但し、一定以上の使用量が見込まれる場合は、追加徴収させていただきます。
- ②蛍光灯及びコンセント等の電気工事を希望される場合は、自己実費負担となります。

(5) 水道

- ①一定の水使用量については、主催者が負担します。但し、一定以上の使用量が見込まれる場合は、追加徴収させていただきます。
- ②水使用のための水道工事を希望される場合は、自己実費負担となります。

(6) 出展場所

※市町村出展全体の構成を勘案し、事務局で決定いたします。

(7) 免責事項

- ①フェスティバル期間中の警備には、事務局において万全を期す予定ですが、万一盗難等にあった場合、主催者では責任を負いかねますので、自己責任において管理・保管してください。
- ②天候異変等により開催が不可能又は開催期間が短縮されても出展料の返金はいたしません。

7 宣伝活動

「おきなわ花と食のフェスティバル」の総合宣伝については、ラジオ、新聞、テレビ、ポスター、チラシ等を通じて事務局にて誘客を行う。但し、市町村独自の広報媒体については、可能な限りフェスティバルへの周知をお願いします。

8 備考

- (1) 地産地消のテーマに基づき、地元産農林水産物を活用、由来した企画とすること。
- (2) 市町村名を全面に出したピーアールに努めて下さい。（例：市町村名の看板を掲げること等）
- (3) 拡声器、マイクによる宣伝は控えて下さい。
- (4) 販売に関しては、原材料、通常価格を考慮し消費者が購入しやすい価格設定をお願いします。
- (5) 販売する商品については、全て「価格」「量目」「賞味期限」を表示して下さい。
- (6) 飲食関係の出展においては、沖縄県中央保健所の「簡易営業許可申請」に基づいて実施すること。
- (7) 飲食関係における衛生管理、保険などについては、各実施団体、社の責任において対応すること。

◆飲食関係の出展においては、ビニールシートを敷く等、衛生面に留意し、路面、側溝を油や残り物等で汚さないよう十分注意して下さい。

◆県では、「ISO14001」の取得により環境方針を遵守したエコイベントを実施するため、会場内でのゴミや汚水の排出に関しては、徹底管理の下、対処すること。

【問い合わせ先】

おきなわ花と食のフェスティバル推進本部事務局

沖縄県農業協同組合ファーマーズ推進部内

電話：098-860-9446

FAX：098-863-9082